

平成26年度相生市保育所保育料徴収基準額表

(単位：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料徴収基準額 (月額)			
階層区分	定 義	3歳未満児	3 歳 児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	0		0	
B	A階層及びD階層を除き、	6,000 (3,000)		4,000 (2,000)	
C 1	25年度分の市民税の区分が右の区分に該当する世帯	15,000 (7,500)		12,000 (6,000)	
C 2	均等割額のみ	18,000 (9,000)		15,000 (7,500)	
	所得割額がある世帯				
D 1	A階層を除き、25年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	20,000 円未満	23,000 (11,500)	20,000 (10,000)	
D 2		20,000 円以上 40,000 円未満	28,000 (14,000)	25,000 (12,500)	
D 3		40,000 円以上 71,500 円未満	38,000 (19,000)	30,000 (15,000)	28,000 (14,000)
D 4		71,500 円以上 103,000 円未満	42,000 (21,000)	31,000 (15,500)	
D 5		103,000 円以上 413,000 円未満	55,000 (27,500)	33,000 (16,500)	30,000 (15,000)
D 6		413,000 円以上 734,000 円未満	66,000 (33,000)	34,000 (17,000)	
D 7		734,000 円以上	78,000 (39,000)	38,000 (19,000)	

I B階層からD7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料の額とする。

ただし、児童の属する世帯がIIに掲げる世帯の場合のB階層からC2階層の第2欄については、IIに掲げる保育料徴収基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記Iに掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料徴収基準額表に定める額
イ 上記Iに掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料徴収基準額表に定める額 ×0.5
ウ 上記Iに掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

II 児童の属する世帯が母子世帯、父子世帯である場合又は在宅障害児（者）がいる場合で、階層区分がB～C2の場合の保育料徴収基準額は、右表のとおりです。

階層	3歳未満児	3歳以上児
B	0	0
C1	14,000	11,000
C2	17,000	14,000

III 所得税の額は、寄附金控除 配当控除 住宅借入金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定長期優良住宅新築等特別税額控除の適用はありません。

IV 国税電子申請・納税システム（e-Tax）で確定申告をした場合の所得税の控除額は保育料算定の所得税額には含みません。

V 平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16歳～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、保育料の算定については、扶養控除廃止前の旧税額を計算することにより、扶養控除廃止の影響が可能な限り生じないように、調整を行います。